

遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例

平成26年12月18日

遠野市条例第24号

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 事業に関する手続等

第1節 太陽光発電事業の抑制区域（第9条）

第2節 事業の許可（第10条—第15条）

第3節 設置工事の届出（第16条・第17条）

第4節 事業の適正管理（第18条—第25条）

第3章 審議会（第26条—第30条）

第4章 補則（第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、遠野の美しく広大な自然環境、歴史的な建造物その他の景観資源の保全と急速に普及が進む再生可能エネルギーの活用との調和を図るために必要な事項を定めることにより、遠野の地理的条件や地域特性をいかした再生可能エネルギーに関する事業を推進しつつ当該事業に起因する災害の発生を抑止することで、永遠の日本のふるさと遠野として守り続けてきた景観資源を保全し、将来の世代に継承することを目的とする。

（基本理念）

第2条 遠野の風土が育んできた美しく広大な自然環境、歴史的な建造物その他の景観資源は、市民共通のかけがえのない資産であることに鑑み、現在及び将来の市民がその恩恵を享受することができるよう、その保全及び活用が図られなければならない。

2 再生可能エネルギー設備の設置及びその利用に当たっては、地域住民等の意向を尊重するとともに、地域の景観資源の保全と調和し、かつ、当該設備の持続的な利用が図られるよう十分に配慮されなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー 再生可能エネルギー設備を用いて再生可能エネルギー源（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。次号において「特別措置法」という。）第2条第4項に規定する再生可能エネルギー源をいう。同号及び第3号において同じ。）を変換して得られる電気又は熱をいう。
- (2) 再生可能エネルギー設備 特別措置法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備又は再生可能エネルギー源を熱に変換する設備及びその附帯設備をいう。
- (3) 太陽光発電事業 再生可能エネルギー源のうち太陽光を用いた発電を行う再生可能エネルギー設備（送電に係る鉄柱等を除く。以下この号において「太陽光発電設備」という。）を設置（太陽光発電設備の設置に伴う立木の伐採及び切土、盛土、埋土等の造成工事を

含む。)する事業(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置するものを除く。)をいう。

(4) 事業者 市の区域において、再生可能エネルギー設備を設置又は当該設備を用いる事業(以下「事業」という。)を行う者をいう。

(5) 事業区域 事業の用に供する土地の区域をいう。

(6) 土地所有者等 事業区域の土地の所有者、占有者及び管理者をいう。

(7) 地域住民等 事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者、事業区域が活動範囲に含まれる地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体及び再生可能エネルギー設備を設置する事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業その他の事業を営む者で組織する団体をいう。

(適用事業)

第4条 この条例の規定は、事業区域の面積が3,000平方メートルを超える事業に適用する。

2 既に施行されている事業の事業区域に隣接し、又は近接する区域で、当該事業と一体的に事業を行う場合においては、これらの事業区域の面積を合計した面積を一の事業区域の面積として、前項の規定を適用する。

(市の責務)

第5条 市は、第2条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

2 市は、再生可能エネルギーの活用に関する基本的な方針を定め、これに基づく施策の計画的な実施を推進するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業を行うときは、基本理念にのっとり、景観資源の保全との調和に十分な配慮をするとともに、地域住民等の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

2 事業者は、事業の実施に当たり、関係法令を遵守するとともに、景観資源並びに自然環境及び市民の生活環境(以下「景観資源等」という。)の保全及び災害防止のために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、市に対して、再生可能エネルギー設備の活用による地域の活性化に資する取組に関して提案を行い、その実現に努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、地域における景観資源に関して理解を深め、その保全に努めるものとする。

2 市民は、地域に適した再生可能エネルギーの導入により、再生可能エネルギーの普及を推進し、地域の活性化に努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第8条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、景観資源等を損ない、又は災害の発生を助長するおそれのある事業を行う事業者に対して、当該土地を使用させることのないようにしなければならない。

第2章 事業に関する手続等

第1節 太陽光発電事業の抑制区域

第9条 市長は、良好な景観資源等の保全及び災害の防止のため、事業のうち太陽光発電事業を抑制する区域として、次に掲げる区域を抑制区域として指定する。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地の指定地
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項第5号の文化的景観、同法第27条第1項の重要文化財、同法第93条第1項の周知の埋蔵文化財包蔵地及び同法第109条第1項の史跡名勝天然記念物の指定地
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画を立てた民有林及び同法第25条第1項の保安林の区域
- (4) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第3号の国立公園の区域
- (5) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域及びこれに準ずる区域
- (6) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項の河川区域及び同法第54条第1項の河川保全区域
- (7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域の区域
- (8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域及びこれに準ずる区域
- (9) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の農業振興地域に指定された農用地の区域
- (10) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害警戒区域及びこれに準ずる区域
- (11) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の鳥獣保護区の区域
- (12) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号の景観計画区域
- (13) 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号）第12条の自然環境保全地域の区域
- (14) 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（平成14年岩手県条例第26号）第23条第1項の生息地等保護区の区域
- (15) 遠野市文化財保護条例（平成17年遠野市条例第93号）第27条第1項の遠野市指定有形民俗文化財の指定地
- (16) 遠野遺産認定条例（平成19年遠野市条例第12号）第3条の遠野遺産の指定地

第2節 事業の許可

（事業の許可申請）

第10条 事業者は、当該事業に係る工事（以下「設置工事」という。）に着手する前に、当該事業に係る計画（以下「事業計画」という。）を定め、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出し、市長の許可を得なければならない。

2 事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並び

に主たる事務所の所在地)

- (2) 事業区域の位置及び面積
- (3) 再生可能エネルギー設備の設計又は施工方法
- (4) 現場管理者の氏名及び住所
- (5) 設置工事の着手予定日及び完了予定日
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
(事前協議)

第11条 前条第1項の規定による申請をしようとする者(次条において「申請予定者」という。)は、当該申請をする前に、規則で定めるところにより、事業計画について市長と協議しなければならない。

(実施方針協議)

第12条 申請予定者は、事業計画を定める前に、規則で定めるところにより、当該事業の実施方針について市長と協議しなければならない。

(説明会の実施)

第13条 事業者は、第11条の規定による事前協議を行う前に、あらかじめ地域住民等に対し、当該事業に関する説明会を実施しなければならない。

- 2 事業者は、地域住民等から事業計画に対する良好な景観資源等の保全又は災害防止の見地からの意見の申出を受け付ける期間、受付場所その他規則で定める事項を定め、前項の周知の際にこれを周知しなければならない。
- 3 事業者は、前項の期間内に地域住民等から同項の意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見に対する見解を記載した書面を作成し、当該意見を申し出た者にこれを交付の上、その者と誠意をもって協議しなければならない。
- 4 事業者は、第2項の意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならない。
- 5 事業者は、第3項の協議を行ったときは、規則で定めるところにより、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(許可の基準等)

第14条 市長は、第10条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が次のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 事業者及び現場管理者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 事業を実施するために必要な資力及び信用があると認められない者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 第18条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの処分に係る遠野市行政手続条例(平成17年遠野市条例第22号)第15条第1項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれら

に準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)であった者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

エ 第18条第2項の規定による命令を受けた者で、当該命令に係る必要な措置を市長が定めた期限までに完了していないもの

オ 事業の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

(2) 事業計画が次に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。

ア 事業区域及びその周辺地域における良好な景観資源等の保全に関する事項

イ 再生可能エネルギー設備の設置に係る防災上の措置に関する事項

ウ 再生可能エネルギー設備の設計の安全性に関する事項

エ その他市長が必要と認める事項

(3) 太陽光発電事業にあつては、当該事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置しないものであること。ただし、太陽光発電事業の事業区域が、10,000平方メートルに満たない場合であつて、市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認める場合は、この限りでない。

2 市長は、第10条第1項の許可に、良好な景観資源等の保全又は災害の防止のため必要な条件を付すことができる。

(変更の許可等)

第15条 第10条第1項の許可を受けた事業者(以下「許可事業者」という。)が当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 許可事業者は、前項ただし書の軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第11条から前条までの規定は、第1項の許可について準用する。ただし、第13条の規定は、当該事業計画の変更が事業区域及びその周辺地域の良好な景観資源等の保全又は防災上及ぼす影響を勘案して市長が必要と認める場合に限り準用する。

第3節 設置工事の届出

(設置工事の着手等の届出)

第16条 許可事業者は、設置工事の着手、中断、再開又は完了をしたときは、規則で定めるところにより、その都度速やかに市長に届け出なければならない。

(設置工事完了の検査)

第17条 許可事業者は、設置工事を完了したときは、規則で定めるところにより、その設置工事が当該許可の内容に適合しているかどうかについて、市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査の結果、設置工事が当該許可の内容に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を許可事業者に通知しなければならない。

第4節 事業の適正管理

(監督処分)

第18条 市長は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、第10条第1項又は第15条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第10条第1項又は第15条第1項の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 第14条第1項第1号に掲げる要件を満たさないと認められるに至ったとき。
- (4) 第15条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- (5) 第10条第1項の許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに設置工事に着手しなかったとき。
- (6) 1年以上引き続き設置工事を施行していないとき。

2 市長は、第10条第1項若しくは第15条第1項の許可に付した条件に違反し、又はこれらの許可の内容に適合していない事業について、事業者（設置工事の下請人を含む。）又は現場管理者に対して、当該設置工事の施行の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、良好な景観資源等の保全若しくは災害の防止のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(事業区域の適正管理)

第19条 事業者は、事業を実施している間、景観資源等への被害又は災害が発生しないよう事業区域を適正に管理しなければならない。

(異常発生時の対応)

第20条 事業者は、事業区域内における災害及び当該災害に起因する景観資源等への被害が発生する事態が生ずるおそれがあると認められるときは、速やかに現地を確認し、早急に必要な措置を講ずるとともに、当該異常について、地域住民等に周知し、及び市長に通報しなければならない。

2 市長は、事業者から前項に規定する通報を受けた場合又は同項の被害と同様な被害が及ぶと想定される場合においては、当該事業者に対し、当該事態が生ずることを防止するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

3 市長は、前項の場合において、同項の事態が事業者以外の者の行為によるものであるときは、当該者に対し、同項の措置を講ずることを求めることができる。

(事業完了の届出)

第21条 事業者は、事業を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(事業完了後の適正処理)

第22条 事業者は、事業を完了したときは、再生可能エネルギー設備その他当該事業に用いた設備等を速やかに撤去し、及び適正に処理しなければならない。

2 事業者又は土地所有者等は、事業を完了したときは、当該事業区域を原状に回復する措置を講じなければならない。

3 事業者は、事業終了後に前2項に規定する対策を速やかに講ずるため、事業着手前に事業

計画の策定によって、必要な資金の確保に努めなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は命じた者若しくは委任した者に事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、若しくは関係者に聞取りをさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導、助言又は勧告)

第24条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導、助言又は勧告をすることができる。

2 市長は、前項の規定により勧告しようとするときは、遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する審議会の意見を聴くことができる。

3 第1項に規定する指導、助言又は勧告を受けた者は、当該指導、助言又は勧告により講じた措置について、市長に報告しなければならない。

(公表)

第25条 市長は、次のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

(1) 前条第1項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったとき。

(2) 第18条第2項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく、その命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に弁明の機会を与えるとともに、遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 審議会

(設置)

第26条 市長の諮問に応じ、景観資源等の保全及び再生可能エネルギーの活用に関する重要事項について調査し、及び審議するため、遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第27条 審議会は、委員12人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 景観形成の分野に関する団体の職員

(3) 再生可能エネルギーの分野に関する団体の職員

(4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第28条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員

の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第30条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 補則

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月16日遠野市条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例の規定は、この条例の施行の日の前日までに改正前の遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例第8条第1項及び第2項に規定する事業の届出並びに同条第3項に規定する協議(以下「改正前の条例による届出等」という。)をしていないものについて適用し、同日までに改正前の条例による届出等をしたものについては、なお従前の例による。